

事務事業計画書兼評価表(A表)

1 事務事業に関する基本情報				平成	28	年度
事業番号	928	事業名	若者定住集落活性化事業			
担当課	地方創生室	担当係	地方創生推進係			
総合計画に最も関連ある施策	施策	5	活力ある産業づくり(産業、観光、雇用)	連絡先	0858-76-0213	
	施策体系	5	雇用の促進	事業区分	□新規 ■継続	
	主な事業	IJUターン者への就労支援				
予算区分	款	5	農林水産業費	事業実施主体	□八頭町 ■その他	
	項	1	農業費			
	目	3	農業振興費	計画期間	開始	平成27年度
	事業	928	若者定住集落活性化事業		終了	—

2 事務事業の概要

事業の対象	誰(何)に対してこの事業を行うのか記載 小規模高齢化集落及び当該集落に居住する移住者					
事業の目的	誰(何)をどうするためにこの事業を行うのか記載 小規模高齢化集落の限界化に歯止めをかけ、将来に向かってその解消を図る。					
事業の内容	事業の規模や業務量などを具体的に記載 小規模高齢化集落を含む地域と移住者が一体となり、居住環境の整備や農林業等の生活基盤の改善に向けて行う取組に対して、報奨金、住宅取得・改修・家賃に要する経費等の助成を行う。					
事業の手段	どういう方法、手順で事業を進めるのか、具体的に記載 移住者の受入や小規模高齢化集落の再生・活性化の取組を実施するための「地域プラン」を小規模高齢化集落が策定。県の承認後、小規模高齢化集落に居住した移住者が町に申請し、町から移住者に補助金を交付。					
事業の成果到達点	どんな成果を得たいのか、または、何がどうなれば達成か、具体的に記載 若者定住による小規模高齢化集落の活性化とコミュニティ機能の維持					
根拠法令等	4	1. 法令(義務) 2. 法令(任意) 3. 条例 4. 規則・要綱等 5. なし			法令等名→	鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業費補助金交付要綱

3 活動指標、成果指標

活動指標		単位	事業の手段を図るものさし			
	A	集落	新規で事業に取り組む集落数			
	B					
	C					
	D					
成果指標		単位	事業の成果、到達点を図るものさし			
	A	人	制度活用による当該集落における若者定住者数			
	B					
	C					
	D					

4 コスト

区分	単位	25年度	26年度	27年度		28年度		29年度	
		実績	実績	目標	実績	目標	実績	目標	
活動指標	A 集落			1	1	1	1	0	
	B								
	C								
	D								
成果指標	A 人			1	1	1	2	0	
	B								
	C								
	D								
トータルコスト	千円	0	0	13,080	4,550	7,050	6,843	0	
担当職員数	人			0.1	0.1	0.1	0.1		
職員人件費	千円	0	0	800	800	800	800	0	
事業費	千円			12,280	3,750	6,250	6,043	0	
事業費財源内訳	国庫支出金(交付金・補助金)	千円							
	県支出金(交付金・補助金)	千円			8,186	2,499	4,165	4,028	0
	地方債(借入金)	千円							
	事業収入(使用料・参加費等)	千円							
一般財源(単町費)	千円			4,094	1,251	2,085	2,015	0	

事務事業計画書兼評価表(B表)

5 実施活動内容・成果(到達点)

平成 28 年度

実施活動内容・成果(到達点)	実施活動内容(具体的に) 志子部集落においては、平成27年度から継続して若者移住者の生活支援を実施。東一集落においては、平成28年度から若者移住者の生活支援、住宅取得支援、地域活性化活動支援を実施。 成果(具体的に) 小規模高齢化集落においては、過疎化や高齢化の進展により集落活動・共同活動が停滞しつつあるなか、移住した若者が各種活動の推進役として活動することで地域の活性化に大きく寄与している。
----------------	---

6 事務事業の評価

評価項目	評価点	点数	チェックポイント	判断理由・評価コメント(具体的に記入のこと)
必要性 (町民ニーズ)	20	20	①必要性が高い	人口減少が進展するなか、小規模高齢化集落の集落機能を維持、存続させることは必要である。
		13	②どちらかと言えば必要性がある	
		7	③必要性が低い	
		0	④必要性がない	
妥当性 (町が行わなければならないか)	20	20	①町が行わないといけない	町として、集落を維持する対策を講じることについては妥当である。
		13	②どちらかと言えば町が実施	
		7	③妥当性が低い	
		0	④妥当性がない	
効率性 (コスト削減の余地は無いか)	13	20	①効率的である	県が定める補助要綱に従って支援するものであるため、削減について検討する対象ではないところであるが、移住者を確保するために一定程度のインセンティブ(給付額等の確保)は必要であると考え。
		13	②どちらかと言えば効率的である	
		7	③どちらかと言えば非効率的である	
		0	④非効率的である	
緊急性 (他事業に優先し実施する必要があるか)	13	20	①緊急性が高い	小規模高齢化集落において過疎化や高齢化は深刻な課題であるため、当該事業を推進して集落機能の維持を図ることは緊急性がある。
		13	②比較的緊急性がある	
		7	③緊急性が低い	
		0	④緊急性がない	
成果 (目的の達成状況)	13	20	①成果が上がっている	移住した若者が各種活動の推進役として活動することで、集落機能を維持することができており、地域活性化に大きく寄与している。
		13	②どちらかと言えば上がっている	
		7	③どちらかと言えば上がっていない	
		0	④成果が上がっていない	

一次評価	事業の方向性	点数	評価点合計	判定に至った理由
2	1、拡充する	80点以上	79 評価点による判定 2	当該補助制度は、その対象経費について活用の自由度が高く、定住した若者がその集落で行う様々な取組みに幅広く活用することができるものとなっている。定住した若者の起業にもつながるものであり、地域課題の解決にも寄与するものである。
	2、現状維持	60～79点		
	3、改善・効率化し継続	50～59点		
	4、見直しの上縮小する	40～49点		
	5、終期設定し終了	30～39点		
	6、休止	20～29点		
	7、廃止	19点以下		

二次評価	事業の方向性	判定説明・意見
2	1、拡充する	本事業は、小規模高齢化集落の限界化の解消を図るため、将来の集落を担う移住者を確保するとともに、小規模高齢化集落を含む地域が一体となって行う居住環境の整備、農林業等の生活基盤の改善等の取組に対して支援を行うものである。平成27年度は1名、平成28年度は1名の若者移住者を確保し、県補助金(補助率2/3)を活用しながら、移住者への報奨金や居住に要する経費に対する助成等を行っている。確保された移住者が任期終了後の地域おこし協力隊員ではあるものの、過疎化や高齢化によるコミュニティ機能の低下等の課題を抱える小規模集落にとって、若者の移住を機に集落活性化のための活動を行うことは、今後の集落機能の維持を図っていくためにも重要な取組であると考え。今後も、県の財政的支援等を活用しながら、地域おこし協力隊事業や起業化支援事業、農林業の担い手確保対策等様々な取組による包括的な定住対策の推進を図り、地域活性化のためのまちづくりを効率的かつ効果的に行っていただきたい。
	2、現状維持	
	3、改善・効率化し継続	
	4、見直しの上縮小する	
	5、終期設定し終了	
	6、休止	
	7、廃止	

7 課題及び今後の方向性

課題	事業活動に当たり、一番の問題と捉えていること。重点的に手当てする事柄、改善点、工夫したい箇所 当該事業は、地元の受入れ体制が整わなければ実施できないため、地元の理解・協力を十分に得ることがポイントとなる。
今後の方向性	上記課題を解決していくため、次年度どんな活動を展開していくのか 現状では、任期終了後の地域おこし協力隊員の地元定住への支援対策として本制度を活用している。任期中の隊員に制度内容を周知し、若者の地元定住へつなげる施策の一環として本取組を継続していくことが望まれる。